

薬局機能情報報告
「記入例・記入上の留意点」につ
いて

令和 3 (2021) 年 8 月 1 日改正版

記入例

(様式第1号)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住所 [法人にあっては主たる事務所の所在地] 宇都宮市埴田1-1-20
県庁ビル3階

[法人にあっては名称及び代表者の氏名]

氏名 埴田薬局株式会社
代表取締役 栃木 太郎

薬局機能情報報告書

医薬品医療機器等法第8条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり薬局に関する情報を報告します。

記

1. 薬局開設許可番号（及び、新規報告にあっては、許可年月日）

E〇〇〇〇 平成9年4月1日

2. 薬局の名称及び所在地

埴田薬局埴田店 宇都宮市埴田1-1-20 県庁ビル3階

3. 報告の種類 定期報告・新規報告

4. 報告内容 (書面・電磁的方法)のとおり

新規報告の場合は、電磁的方法による報告を希望する場合であっても報告書の提出が必要になります。

定期的報告を電磁的方法により報告を行う場合には、報告書の提出は不要です。

(注意)

※ 報告の種類は、いずれか該当するものに○をつけること。

記入上の留意点

本書において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)を医薬品医療機器等法と、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)を医薬品医療機器等法施行規則と、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号)を体制省令と簡略記載する。

薬局機能情報報告書(様式第1号を使用する)

年月日

報告書の記入年月日を記載する。

住所

薬局開設の許可の申請書(以下「許可申請書」という。)又は医薬品医療機器等法第10条に定める変更の届出(以下「変更届書」という。)に記載した住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)を、市町村名から記載する。

氏名

許可申請書又は変更届書に記載した氏名(法人の場合は、名称と代表者の氏名の両方)を記載する。

1. 薬局開設許可番号

薬局開設許可証(以下「許可証」という。)に記載された許可番号を記載する。

2. 薬局の名称及び所在地

許可証に記載された薬局の名称及び所在地を記載する。

3. 報告の種類

「定期報告」又は「新規報告」に○印をつける。

薬局機能情報報告書(※冊子の状態のまま提出してください。)

【連絡担当者】

報告内容について問い合わせをする場合があるので、担当者名及び連絡先を記入する。役職名及び電子メールアドレス等がない場合空欄とする。

第1 管理、運営、サービス等に関する事項

1 基本情報

(1) 薬局の名称(※台帳記載事項と異なる場合は変更届の対象となります。)

薬局の名称については、許可証と同じ表記とし、フリガナ(カタカナ。以下同じ。)及びローマ字(ヘボン式。以下同じ。)を付記する。

略称については、通常簡素化して使用されている名称を50文字以内で記載する。略称がない場合正式名称を記載する。

例えば、〇〇法人△△薬局□□店の場合、法人の名称等を除いた略称を記載する。

※システムで薬局検索を行った際、一覧表示される名称は略称となる。

ヘボン式ローマ字表記は次のとおり。本報告書においては、単語の1文字目は大文字で記載し、2文字目以降は小文字で記載する。

ヘボン式ローマ字一覧

あ	A	い	I	う	U	え	E	お	O	きゃ	Kya	きゅ	Kyu	きょ	Kyo
か	Ka	き	Ki	く	Ku	け	Ke	こ	Ko	しゃ	Sha	しゅ	Shu	しょ	Sho
さ	Sa	し	Shi	す	Su	せ	Se	そ	So	ちゃ	Cha	ちゅ	Chu	ちょ	Cho
た	Ta	ち	Chi	つ	Tsu	て	Te	と	To	にゃ	Nya	にゅ	Nyu	にょ	Nyo
な	Na	に	Ni	ぬ	Nu	ね	Ne	の	No	ひゃ	Hya	ひゅ	Hyu	ひょ	Hyo
は	Ha	ひ	Hi	ふ	Fu	へ	He	ほ	Ho	みゃ	Mya	みゅ	Myu	みょ	Myo
ま	Ma	み	Mi	む	Mu	め	Me	も	Mo	りゃ	Rya	りゅ	Ryu	りょ	Ryo
や	Ya	い	I	ゆ	Yu	え	E	よ	Yo	ぎゃ	Gya	ぎゅ	Gyu	ぎょ	Gyo
ら	Ra	り	Ri	る	Ru	れ	Re	ろ	Ro	じゃ	Ja	じゅ	Ju	じょ	Jo
わ	Wa	ゐ	I	う	U	ゑ	E	を	O	びゃ	Bya	びゅ	Byu	びょ	Byo
ん	N(M)									びゃ	Pya	びゅ	Pyu	びょ	Pyo
が	Ga	ぎ	Gi	ぐ	Gu	げ	Ge	ご	Go	本表及びその他利用法で注意すべき点 1 撥音 B・M・Pの前に、Nの代わりにMを置く。 例) なんば Namba ほんま Homma 2 促音 子音を重ねて示す。 例) はっとり Hattori					
ざ	Za	じ	Ji	ず	Zu	ぜ	Ze	ぞ	Zo						
だ	Da	ぢ	Ji	づ	Zu	で	De	ど	Do						
ば	Ba	び	Bi	ぶ	Bu	べ	Be	ぼ	Bo						
ぱ	Pa	ぴ	Pi	ぷ	Pu	ぺ	Pe	ぽ	Po						

(2) 薬局の開設者

薬局の開設者の氏名については許可証と同じ表記とし、フリガナを付記する。ただし、法人の場合は、法人名称及び許可申請書又は変更届書に記載した業務を行う役員のうち代表者の氏名としフリガナを付記する。株式会社等の表記を略さないこと。

(3) 薬局の管理者(※台帳記載事項と異なる場合は変更届の対象となります。)

薬局の管理者の氏名を記載する。許可申請書又は変更届書と同じ表記とし、フリガナを付記する。

(4) 薬局の所在地

許可証と同じ表記とし、フリガナ、郵便番号及び英語での表記を付記する。「栃木県」は記載しない。地番についてはフリガナを不要とする。

住所1には市町字名まで記載し、住所2には番地以降を記載する。

また、薬局開設の許可証にビル名が表記されていない場合であっても、ビル名を付記することは差し支えない。

英語での表記は次の方法を基本とする。

記載順:ビル名、フロア(部屋番号)、番地名、区市町村名

記載方法:単語の1文字目は大文字で表記し、2文字目以降は小文字で表記する。

単語間は「,」でつなぐ。

「Building」は「Bld.」と、「Room」は「Rm.」と、ビル等の階数は「F」と、略記可能である。

(5) 電話番号及びファクシミリ番号

連絡が可能な電話番号及びファクシミリ番号を記載する。

また、電話番号等が複数ある場合はそれぞれを併記して差し支えない。ただし、対応できない時間帯があるときはそれぞれがわかるよう記載すること。

(6) 営業日・開店時間(※台帳記載事項と異なる場合は変更届の対象となります。)

基本となる開店時間(処方箋応需時間)を24時間形式で最大3つまで記入する。

表の該当する曜日ごとに、通常の開店時間を記入する。記入されていない曜日については、休業日とみなす。(入力例 9時00分→0900と入力)

また、休日に関する特記事項欄には、特別な休業日に関する説明事項があれば記入する。休止中の薬局は特記事項欄に、休止中である旨と休止期間を記載する。

対応できない時間帯に関する特記事項欄には、薬剤師不在時間を届出している薬局が、薬剤師不在時間等を記載する。

(7) 時間外対応

開店時間外の対応が可能な場合、「該当」欄に「○」を記載する。開店時間外対応が可能な場合で、夜間・休日営業の地域輪番・当番制に参加している場合、24時間対応可能な場合は、該当するものに「○」を記載する。

(8) 休業日

毎週、毎月決まった曜日に休業する場合、該当する箇所に「○」を記載する。なお、定期週の考え方は土曜日から金曜日までを1週とする。

その他の休業日には、年末年始、お盆等休業日として予め設定されている日を入力する。

※ その他の休業日に正しく入力されていないと、検索機能で指定した日時に開店している薬局を検索した場合、開店している薬局として表示されてしまうので注意すること。

例) 年末年始を休業する場合、その他の休業日欄に12月30日を記入せず報告すると、12月30日に県民が「現在開店中」の薬局を検索すると、開店薬局一覧に表示される。

(9) 地域連携薬局の認定

医薬品医療機器等法第6条の2に規定する地域連携薬局の認定を受けている場合は、「地域連携薬局の認定の有無」の該当欄に「○」を記載する。

(10) 専門医療機関連携薬局の認定

医薬品医療機器等法第6条の3に規定する専門医療機関連携薬局の認定を受けている場合は、「専門医療機関連携薬局の認定の有無」の該当欄に「○」を記載する。専門医療機関連携薬局の認定を受けている場合は、医薬品医療機器等法規則第10条の3第1項に規定する傷病の区分を記載する。

※現在、定めている傷病の区分は、「がん」のみ。

2 薬局へのアクセス

(1) 薬局までの主な利用交通手段

交通アクセス情報欄には、原則として、公共交通機関を利用した場合として記入する。

①(電車の場合) ○○駅から徒歩△分

例:JR宇都宮駅から徒歩10分

②(バスの場合) □□バス○○○(バス停留所の名称)から徒歩△分

例:関東バス他 県庁前バス停から徒歩5分

なお、公共交通機関を利用できない場合は、次の例による。

③ ○○○(目印となる公共施設)から□□□(方向・方面)に徒歩(車)で△分

例:○○小学校から北に徒歩5分 ○○公園から県道○号線を東に車で10分

目印としてよい建物等は次の公共施設とする。他の民間事業者や医療機関の建物は、目印としてふさわしくない。

よい例:小学校、中学校、高等学校等の学校、公民館、図書館、保育所庁舎(市役所、役場、出張所)、警察署、派出所、公園

ふさわしくない例:○○病院となり、○○クリニックから徒歩2分

ただし、駅名、停留所名に民間事業者や医療機関の名称が付いている場合は記載可能とする。
(□□バス○○病院前(バス停留所等の名前)から徒歩△分など)

(2) 薬局の駐車場

薬局専用の駐車場(薬局において所有する駐車場、又は契約等により薬局に訪れた患者等が自由に使用できる駐車場)がある場合には「該当欄」に「○」を記入し、それ以外の場合は記入しない。駐車場があるに「○」を記入した場合は、駐車場台数を有料・無料にわけてそれぞれ記入する。なお、駐車場台数は、薬局専用の駐車場について、患者等が駐車可能な普通乗用車の台数を記入する。

薬局専用駐車場がない場合であって、最寄りに有料駐車場がある場合には、特記事項欄にその旨記載する。

(3) 薬局ホームページアドレス

薬局においてホームページを開設している場合は、ホームページアドレス(URL)を記載する。また、当該ホームページの閲覧について、有料である場合には、ホームページが有料の欄に「○」を記入する。ただし、薬局の従業者個人のホームページなど、薬局機能に関する情報以外の内容を主として提供するURL は記載しないこと。同一のホームページに複数の薬局の情報が含まれる場合は、各薬局の情報が直接、閲覧できるようにすること。ホームページを開設していない場合は、空欄とする。

(4) 電子メールアドレス

患者や住民が連絡、相談等を行うことのできる専用の電子メールアドレスを薬局において有しており、当該電子メールアドレスによる対応を行う場合は、その電子メールアドレスを記入する。

ただし、薬局の従業者個人の電子メールアドレスや、薬局において業務以外に使用する等の電子メールアドレスは記入しないこと。メールアドレスがない場合及びメールによる相談等の対応を行わない場合は空欄とする。

3 薬局内サービス等

(1) 健康サポート薬局である表示の有無

医薬品医療機器等法施行規則第1条に定める薬局の許可の申請書又は法第10条第2項に定める変更の届出において、健康サポート薬局である旨の届出をした場合には「該当欄」に「○」と記入する。

(2) 相談に対する対応の可否

各相談事項について、対応窓口を設置している場合、該当の項目に「○」と記入する。時間外の相談について対応を実施する場合、「時間外対応」に「○」と記入し、「時間外の対応時間」を24時間表記で入力すること。時間外対応が可能な場合のみ「連絡先電話番号」を入力すること。

1. 誤飲・誤食による中毒相談対応

たばこを誤って飲み込んでしまった場合や、食べることのできない野草等を食べてしまった場合等の中毒相談等の対応窓口を設置している場合が該当する。

2. 禁煙相談対応

禁煙方法の相談や、禁煙治療に関する医療機関の相談等の対応窓口を設置している場合が該当する。

3. その他対応できる相談

健康相談、介護福祉相談、育児相談、生活習慣病相談等の対応窓口を設置している場合に、その旨を記載する。

(3) 薬剤師不在時間の有無

許可申請書又は変更届出において、薬剤師不在時間を「有」と届出した場合が該当する。

(4) 対応することができる外国語の種類

それぞれの言語について対応が可能な場合には、その対応レベルに応じてレベル1～3の該当する欄に「○」を記入する。対応不可の場合にはレベル4に「○」を記入する。

また、01～15までの言語以外で対応できる外国語がある場合には、下欄に言語名を記載し、その対応レベルに応じてレベル1～3の該当する欄に「○」を記入する。

対応できない曜日や時間帯がある場合や、事前連絡が必要な場合等がある場合には、特記事項欄にその旨記載する。

(5) 障害者に対する配慮

1. 聴覚障害者に対するサービス内容

「画面表示」、「文書又は筆談での服薬指導」、「手話通訳での服薬指導等」の対応が可能な場合に、該当欄に「○」を記入する。また、通常の営業日及び営業時間により、対応できない曜日、時間帯等がある場合は、対応できない曜日、時間帯等を特記事項欄に記載する。

2. 視覚障害者に対するサービス内容

「薬袋・薬剤への点字表示(シール等)」、「服薬指導に用いる文書の点字による作成」、「音声案内」等の対応が可能な場合に、該当欄に「○」を記入する。また、通常の営業日及び営業時間により、対応できない曜日、時間帯等がある場合は、対応できない曜日、時間帯等を特記事項欄に記載する。

(6) 車椅子の利用者に対する配慮

車椅子での来局が可能な場合は該当欄に「○」を記入する。また、車椅子での来局が不可の場合は、「02 スロープ」以下の項目は記入しない。

「01 車椅子での来局の可否」に「○」を記入した場合は、「02スロープ」、「03手すり」、「04身体障害者用トイレ」、「05 車椅子利用者用駐車場」、「06 点状ブロック」、「07 昇降機」、「08 バリアフリー対応(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく基礎的基準への適合)」の項目について、該当するものに「○」を記入する。

なお、「08バリアフリー対応(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく基礎的基準への適合)」で「○」と記入した場合は、上記「02 スロープ」から「06 点状ブロック」までの項目のほか、廊下等が滑りにくい仕上げであること、廊下とスロープが色の明度差等により識別されていること、車椅子利用者駐車場の幅が350cm以上であることなど、施設のバリアフリー化の状況を確認する。なお、薬局が複数階構造の場合では、加えて「07 昇降機」が「○」である必要がある。

4 費用負担等

(1) 医療保険及び公費負担等の取扱い

以下のものについて指定を受けている場合は、該当欄に「○」を記入する。該当しない場合は空欄とする。

01 健康保険法に基づく保険薬局の指定

指定を受けた薬局には、指定通知書が交付されている。

02 生活保護法に基づく指定

指定を受けた薬局には、指令書が交付されている。

03 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定(旧結核予防法に基づく指定を含む)

従来、結核医療の指定医療機関を定めていた結核予防法（昭和26年法律第96号）は平成19年3月31日をもって廃止されたが、結核予防法に基づき指定を受けた薬局は当該指定を受けたとみなされる。旧結核予防法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき指定を受けた薬局には、指令書が交付されている。

04 戦傷病者特別援護法に基づく指定

平成27年4月から、関東信越厚生局で行っていた指定等の事務は、栃木県保健福祉部高齢対策課に委譲されている。

05 児童福祉法に基づく指定

指定を受けた薬局には、指定審査結果通知が交付されている。

06 母子保健法に基づく指定

平成31年2月14日現在で、栃木県内で指定を受けている薬局はない。

07 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定

特段の申し出をしない限り、健康保険法に基づく保険薬局及び生活保護法に基づく指定医療機関たる薬局の全てが該当する。なお、平成31年2月14日現在で、栃木県内で公害医療機関とならない旨の申し出をした薬局はない。

08 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定

平成27年4月から、関東信越厚生局で行っていた指定等の事務は、栃木県保健福祉部健康増進課に委譲されている。指定を受けた薬局には、指令書が交付されている。

09 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定

指定を受けた薬局には、指令書が交付されている。

10 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定

指定を受けた薬局には、指令書が交付されている。

(2) クレジットカードによる料金の支払いの可否

薬局への費用の支払いについて、クレジットカードの利用が可能な場合には該当欄に「○」を記入し、利用可能なクレジットカードの種類を記載する。利用不可の場合は空欄とする。

5 業務内容、提供サービス

(1) 認定薬剤師の種類及び人数

薬事に関する実務(調剤等業務、薬物療法、医薬品開発)について、中立的かつ公共性のある団体(公益社団法人薬剤師認定制度認証機構等)、財団法人日本薬剤師研修センターが認定する「研修認定薬剤師」、「漢方薬・生薬認定薬剤師」、「認定実務実習指導薬剤師」、日本医療薬学会が認定する「日本医療薬学会認定薬剤師」又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師が薬局にいる場合は、認定の種類ごとにその認定薬剤師の種類(認定名称、認定団体名(公益社団法人薬剤師認定制度認証機構による認定の場合は「CPC」を付記)及び人数(常勤・非常勤にかかわらず実数)を記載する。

なお、公的な機関から任命されていても、保護司、麻薬乱用防止指導員等は認定薬剤師とは見なさない。また、専門薬剤師については、現時点では報告事項から除外する(厚生労働省パブリックコメントによる。)。該当しない場合は、空欄とする。

(2) 健康サポート薬局に係る研修を終了した薬剤師の人数

3(1)「健康サポート薬局である表示の有無」にかかわらず、健康サポート薬局に係る研修を終了した薬剤師の人数(常勤・非常勤にかかわらず実数)を記載する。

ただし、研修修了証の有効期限が切れている場合は人数に含めない。

(3) 薬局の業務内容

以下に示す条件に適合する場合について、該当欄に「○」を記入する。該当しない場合は空欄とする。

01 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否(無菌製剤処理届出施設)

中心静脈栄養輸液、抗悪性腫瘍注射剤等の混合調製に関し、無菌製剤処理を行うための施設基準に適合している旨を地方厚生局に届け出ている場合は「○」とし、それ以外の場合は空欄とすること。

02 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否(他薬局の無菌調剤室を利用する無菌製剤処理届出施設)

無菌調剤室提供薬局の無菌調剤室の共同利用を行うことにより、無菌製剤処理を要する医薬品を調剤することができる場合は「○」とし、「無菌調剤室薬局の共同利用先」欄に、共同利用先の薬局名称及び所在地を入力する。

03 一包化薬に係る調剤の実施の可否

一包化調剤が可能な場合は「○」とする。それ以外の場合は、原則空欄とするが、薬局の任意で薬包紙により個別に実施する場合においては「○」と記入して差し支えない。

04 麻薬に係る調剤の実施の可否

麻薬小売業者免許を有する場合に「○」とし、それ以外の場合は空欄とすること。

05 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否

生薬(漢方を含む。)の浸煎薬・湯薬を調剤することができる場合に「○」とし、それ以外の場合は空欄とすること。

06 薬局製剤実施の可否

薬局製造販売医薬品(薬局製剤)の製造販売業許可を取得し、かつ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第3条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部を改正する件について」(平成27年3月31日付け薬食発0331第1号厚生労働省医薬食品局長通知)別表1の品目のいずれかに関し製造販売承認を受けている場合に「○」とし、それ以外の場合(別紙2の品目についてのみ製造販売の届出を行っている場合を含む)は空欄とすること。

07 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否(在宅患者訪問薬剤管理指導届出施設)

医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより調剤業務を行う場合で、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局に届出を行っている場合に「○」とし、それ以外の場合は空欄とすること。

08 オンライン服薬指導の実施の可否

医薬品医療機器等法施行規則第15条の13第2項に規定する方法で服薬指導を実施している場合に「○」とし、それ以外の場合は空欄とすること。

09 電磁的記録をもって作成された処方箋の受付の可否

電子処方箋の運用ガイドライン(平成28年3月31日付け医政発0331第31号、薬生発0331第11号、保発0331第27号、政社発0331第2号厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、保険局長、政策統括官(社会保障担当)通知別紙1)(令和2年4月30日最終改正))に準拠した電子処方箋により調剤することができる場合に「○」とし、それ以外の場合は空欄とすること。

10 薬剤服用歴管理の実施の有無

薬剤服用歴(以下「薬歴」という。)を管理している場合は「○」とし、それ以外の場合は空欄とすること。なお、薬歴の管理方法については、電子化の有無を問わない。

11 薬剤服用歴管理の電子化の実施の有無

薬歴の管理について電子化を実施している場合は「○」とし、それ以外の場合は空欄とする。

12 「お薬手帳」交付の可否

調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載する手帳(いわゆる「お薬手帳」)の交付を行っている場合は「○」とし、それ以外の場合は空欄とする。

13 「電子版お薬手帳」を所持する者の対応の可否

「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)の「第2 提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されているとともに、「第3 運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合は「○」とし、それ以外の場合は空欄とする。

(4) 地域医療連携体制

1. 医療連携

以下に示す条件に適合する場合について、該当欄に「○」を記入する。該当しない場合は空欄とする。

01 プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無

プレアボイドとは、薬による有害事象を防止・回避するという言葉を基にした造語であり、医療機関では一般社団法人日本病院薬剤師会においても薬剤師が薬物療法に直接関与し、薬学的患者ケアを実践して患者の不利益(副作用、相互作用、治療効果不十分など)を回避あるいは軽減した事例をプレアボイドと称して報告を収集し、共有する取組が行われているが、近年では医療機関だけではなく、薬局における副作用等の健康被害の回避症例等も収集し、当該情報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組も行われている。薬局においてこのような取組に参加し、事例の提供を行っている場合は「○」とし、それ以外の場合は空欄とする。

また、当該項目に該当する取組として、「6 実績、結果等に関する事項」(2)2医療安全対策事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加薬局」として登録を行うだけでなく、薬局機能情報の定期報告期限の前年1年間(1月1日～12月31日)に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や

医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合も「○」として差し支えない。

02 プロトコルに基づいた薬物治療管理(PBPM)の取組の有無

PBPMとは、「薬剤師に認められている業務の中で、医師と合意したプロトコルに従って薬剤師が主体的に実施する業務を行うこと」であり、医療機関の医師や薬局の薬剤師等が地域でPBPMを導入することにより、薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施している場合は「○」とし、それ以外の場合は空欄とする。

ただし、01及び02の他に医療連携の取組(地域の医療機関等が連携した薬剤の使用に関するフォーミュラリーを導入する取組等)を実施している場合は、報告及び公表の際にこれらの取組を追加しても差し支えない。

2. 地域医療情報連携ネットワークへの参加

薬局が所在する地域に地域医療情報ネットワークがある場合に、そのネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組んでいる場合は「○」とし、それ以外の場合は空欄とする。

3. 入院時の情報を共有する体制

医療機関の医師又は薬剤師や地域医療(連携)室等との連携により、入院時の情報を共有する体制がある場合は「○」とし、それ以外の場合は空欄とする。

4. 退院時の情報を共有する体制

医療機関の医師又は薬剤師や地域医療(連携)室等との連携により、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合は「○」とし、それ以外の場合は空欄とする。

5. 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制

薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関(医師)に提供する体制がある場合は「○」とし、それ以外の場合は空欄とする。

6. 地域住民への啓発活動への参加の有無

地域住民に対して、地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動へ参加等を行っている場合については「○」とし、それ以外の場合は空欄とする。

6 実績、結果等に関する事項

(1) 薬局の薬剤師数

薬事に関する実務に従事する薬剤師の数を記載する。この数は以下に従って記載する。薬局における必要薬剤師の数は、「薬局等の許可等に関する疑義について(回答)」(平成11年2月16日付け医薬企第16号厚生省医薬安全局企画課長通知)記1「薬剤師の員数の解釈について」によるものとする。なお、この場合、端数は切り捨てるものとする。

○平成11年2月16日付医薬企第16号厚生省医薬安全局企画課長通知の要旨
・常勤薬剤師をもって員数1とする。

※常勤薬剤師とは、原則として薬局で定めた就業規則に基づく薬剤師の勤務時間(以下「薬局で定める勤務時間」という。)の全てを勤務する者であるが、1週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満の場合は32時間以上勤務している者を常勤とする。

・非常勤薬剤師は、その勤務時間を1週間の薬局で定める勤務時間により除した(割り算した)数とする。ただし、1週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。

(例1) 一週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間が40時間の薬局について、薬剤師Aは週40時間勤務、薬剤師B、C、Dは週20時間勤務の場合。

→ Aが常勤で員数1。B、C、Dの員数はそれぞれ $20/40=0.5$ となり、合計 $=1+0.5+0.5+0.5=2.5$ となる。端数は切り捨てて報告するため、薬局機能情報報告書に記載する数字は「2」となる。

(例2) 一週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間が30時間の薬局について、薬剤師Aは週40時間勤務、薬剤師Bは週30時間、薬剤師Cは週15時間、薬剤師Dは週20時間、薬剤師Eは週22時間勤務の場合。

→ Aが常勤で1。非常勤B～Eの員数の合計は $30/32+15/32+20/32+22/32=2.71\cdots$ となる。したがって合計は3.7となる。端数は切り捨てて報告するため、薬局機能情報報告書に記載する数字は「3」となる。

(2) 医療安全対策の実施

1 副作用等に係る報告の実施件数

報告期限の前年1年間(原則、1月1日から12月31日までとする。なお、年の途中で開店した場合は、開店時から12月31日までとする。)に、医薬品医療機器等法第68条の10第2項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載する。

2 医療安全対策に係る事業への参加の有無

薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「該当欄」に「○」を記入し、それ以外の場合は空欄とする。なお、当該事業への参加に際しては、「参加薬局」として登録を行うのみならず、広く薬局が医療安全対策に有用な情報を共有できるように、「薬局ヒヤリ・ハット事例」の報告に努めること。特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例については、積極的に共有することが望ましい。

(3) 感染防止対策の実施

手指消毒用アルコール等の設置、パーティション・防護シートの設置等、感染防止対策を実施し、その旨を利用者に対しても薬局に掲示等により周知している場合には「該当欄」に「○」を記入し、それ以外の場合は空欄とする。

(4) 情報開示の体制

調剤録、薬歴、レセプト等の情報について患者本人からの求めに基づいて情報開示する場合には「該当欄」に「○」を記入し、それ以外の場合は空欄とする。

(5) 症例を検討するための会議等の開催の有無

薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守(コンプライアンス)の状況等の確認、指導内容の改

善、相談対応等の改善を目的とした検討を定期的に(四半期に1回程度)実施している場合は「有無欄」に「○」を記入し、それ以外の場合は空欄とする。

(6) 処方箋を応需した患者数

前年(原則、1月1日から12月31日までとする。なお、年の途中で開店した場合は、開店時から12月31日までとする。また、1年間の集計が難しい場合は、直近の数ヶ月とすることもできる。)に処方箋を応需した延べ患者数の実数(処方箋枚数)を記載する。

〈注意〉

①開店の際は「0」と記載すること。なお、開店後に処方せんを応需した患者数の集計がまとまりだいで記入することも可能である。

(7) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、報告期限の前年1年間(原則、1月1日から12月31日までとする。なお、年の途中で開店した場合は、開店時から12月31日までとする。)に、医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施した延べ件数を実数で記載する。

(8) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数

報告期限の前年1年間(原則、1月1日から12月31日までとする。なお、年の途中で開店した場合は、開店時から12月31日までとする。)に、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種が参加する会議に参加した回数を実数で記載する。また、健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回数は含まないこと。なお、健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤師が同一会議に参加した場合は、1回として計上すること。

(9) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数

報告期限の前年1年間(原則、1月1日から12月31日までとする。なお、年の途中で開店した場合は、開店時から12月31日までとする。)に、患者、その家族等若しくは医療機関の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合において、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等を服薬情報等提供料に係る情報提供書等の文書により医療機関(医師)に提供した回数を実数で記載する。なお、服薬情報等提供料の算定の有無にかかわらず、報告して差し支えない。

(10) 患者満足度の調査

報告期限の前年1年以内(原則、1月1日から12月31日までとする。なお、年の途中で開店した場合は、開店時から12月31日までとする。)に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供するサービス等に関してアンケート等の調査を行った場合は患者満足度調査の実施の「有無欄」に「○」を記入し、それ以外の場合は空欄とすること。

また、その調査結果について、薬局において閲覧出来るようにする等、公表を行っている場合は患者満足度の調査結果の提供の「有無欄」に「○」を記入し、それ以外の場合は空欄とする。

7 地域連携薬局等に関する事項

(1) 地域連携薬局

次の1. から8. までの実績の対象期間(認定(更新)申請の前月までの1年間)を記載する。

1. 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数

医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第3項第8号に規定する地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師の人数を記載する。

2. 医療機関に情報を共有した回数

医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第2項第2号に基づき、医療機関に情報を共有したそれぞれの回数を以下の01～03に記載する。

01 利用者が医療機関に入院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第2項第2号に基づく報告及び連絡のうち、利用者(医薬品医療機器等法第6条の2第1項第1号に規定する利用者をいう。02において同じ。)が医療機関に入院する場合に行った報告及び連絡の回数を記載する。

02 利用者が医療機関から退院する場合に該当医療機関に情報を共有した回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第2項第2号に基づく報告及び連絡のうち、利用者が医療機関から退院する場合に行った報告及び連絡の回数を記載する。

03 01及び02に掲げるもののほか、医療機関に情報を共有した回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第2項第2号に基づく報告及び連絡のうち、01及び02の回数を除いた報告及び連絡の回数を記載する。(居宅等を訪問して情報提供や指導を行い、その報告書を医療機関へ提出して情報共有を行った回数を含む。)

3. 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第3項第2号に基づき、休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に調剤を行った回数を記載する。

4. 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第3項第3号に基づき、在庫として保管する医薬品を他の薬局開設者に提供した回数を記載する。

5. 麻薬に係る調剤を行った回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第3項第4号に基づき、麻薬に係る調剤を行った回数を記載する。

6. 無菌製剤処理に係る調剤を行った回数

01 当該薬局において無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第3項第5号に基づき、当該薬局において無菌製剤処理に係る調剤を行った回数を記載する。

02 他の薬局の無菌製剤室を利用して実施した回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第3項第5号に基づき、施行規則第11条の8に規定する他の薬局の無菌製剤室を利用して無菌製剤処理に係る調剤を行った回数を記載する。

03 他の薬局を紹介する等により実施した回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、当該薬局の利用者から無菌製剤処理に係る調剤の求めに対して、無菌製剤処理を実施できる他の薬局を紹介した回数を記載する。

7. 地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第3項第10号に基づき、地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数を記載する。

8. 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第4項第1号の実績(居宅等を訪問して指導等を行った回数をいい、複数の利用者が入居している施設を訪問した場合、同一人物に対する同一日に訪問した場合は1回の実績とする。)を記載する。

(2) 専門医療機関連携薬局

次の1. から7. までの実績の対象期間(認定(更新)申請の前月までの1年間)を記載する。

1. 傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数

傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた常勤として勤務している薬剤師の人数を記載する。

2. 医療機関に情報を共有した回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の3第3項第2号に基づき、同項第1号の医療機関に情報を共有した回数を記載する。

3. 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の3第4項第2号に基づき、休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に調剤を行った回数を記載する。

4. 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の3第4項第3号に基づき、在庫として保管する傷病の区分に係る医薬品を他の薬局開設者に提供した回数を記載する。

5. 麻薬に係る調剤を行った回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の3第4項第4号に基づき、麻薬に係る調剤を行った回数を記載する。

6. 地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の3第4項第9号に基づき、地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数を記載する。

7. 地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数

認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、医薬品医療機器等法施行規則第10条の3第4項第10号に基づき、地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数を記載する。

【連絡担当者】 本調査票の記入内容に関して、問い合わせの窓口となる担当者を記入してください。本項目の情報は一般への公開はいたしません。